

平成28年(ワ)第2407号 自衛隊南スーダンPKO派遣差止等請求事件

原告 平和子












被告 国

第4準備書面

令和元年5月31日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

被告指定代理人

五味	亮	一	
吉澤		淳	
居城	美佐	子	
竹内	優	介	
田原	裕	之	
菅野		綾	
輪倉	真	也	
水谷	俊	彦	
石田	潤	一	
堀内	理	恵	
成田	洋	基	

原		裕	喜	康城
廣	瀨	雅	哉	康城
町	田	一	仁	康城
濱	本	正	美	康城
杉	崎	健	二	康城
佐々木	真	秀	路	康城
平	尾	和	久	康城
沖	田	紀	美子	康城
山	本	裕	一	康城
瀨	戸	隆	宏	康城
中	村	明	弘	康城
佐々木	香	保	里	康城
蓮	見	真	澄	康城
田	口		武	康城
瀨	戸	孝	幸	康城
鈴	木	陽	介	康城
松	尾	友	彦	康城
伊	藤	慎	吾	康城
田	中		潤	康城

古	賀	直	樹	
東	山		朗	
葉	山	早	紀	
金	澤	啓	一	
菊	池	哲	史	
大	隈		護	
松	下	正	宏	
山	根	英	和	
嘉	茂	裕	子	
田	山	晶	子	
中	井		研	
保	枝	勇	治	

略語等については、本準備書面において新たに定めるもののほか、従前の例による。

## 第1 被告が成立を否認している書証等に関する原告の主張について

### 1 原告の主張等

原告は、甲A第26号証について、写しを原本として提出し、書面の作成者を「防衛省」と主張する（第3回口頭弁論調書1ページ）。また、原告は、甲A第26号証が甲A第182号証の一部であると主張していることから（原告の2019（平成31）年1月10日付け準備書面17〔以下「原告準備書面17」という。〕2(1)〔2ページ〕）、甲A第182号証についても、甲A第26号証と同様に、写しを原本として提出し、書面の作成者を「防衛省」と主張するものと解される。

これを前提として、原告は、原告準備書面17において、甲A第26号証及び甲A第182号証の成立について、原告は主張するとともに、被告に対し釈明を求めている。

### 2 被告の主張等

#### (1) 甲A第26号証及び甲A第182号証の成立に関する被告の認否等

被告が、甲A第26号証及び甲A第182号証の成立をいずれも否認していること及びその理由は、被告の平成29年12月20日付け書証認否書(2)第1及び第2の2（2, 3ページ）で述べたとおりである。

#### (2) 甲A第26号証及び甲A第182号証を取り調べる必要はないこと

本件における原告の主張がそれ自体失当であるため、原告の請求はそのことのみをもって排斥されるべきことは、被告第3準備書面第1の2（4ないし6ページ）で述べたとおりである。そのため、本件において書証の取調べを含む証拠調べの必要性が認められる余地はない。

この点においても、本件では、原告の主張する「平和的生存権」が国賠法

上保護された利益に当たるかという点が専ら問題となっているところ、甲A第182号証に記載されている内容は、その点と関連しないものである。したがって、甲A第26号証及び甲A第182号証を取り調べる必要はない。

(3) 原告準備書面17における原告の主張等について

被告は、原告準備書面17における原告の主張に対し、必要と認める範囲で反論する。

ア 甲A第182号証の作成経緯に関する主張について

原告は、甲A第182号証が、防衛省内で作成・配布されたものであって、仁比聰平参議院議員（以下「仁比議員」という。）が参議院特別委員会で提出した文書であると主張する（原告準備書面17・2(4)①、②〔3ページ〕）。

しかしながら、防衛省は、仁比議員が参議院特別委員会で提出した文書（以下「仁比議員提出文書」という。）と同一の文書を作成していないばかりか、保有してもない。そのため、原告が甲A第182号証の作成者であると主張する防衛省は、仁比議員提出文書と甲A第182号証の関係や作成経緯について説明する立場にはない。

イ 国を被告とする別件訴訟における被告の対応に関する原告の主張について

原告は、「大貫裁判」又は「冤罪捜査国賠訴訟」（さいたま地方裁判所平成29年(ワ)第650号国家賠償請求事件を指すものと解される。以下、この事件に係る訴訟を「さいたま地裁別件訴訟」という。）において、さいたま地裁別件訴訟の原告が、本件の甲A第182号証を、さいたま地裁別件訴訟の甲第1号証として提出したが（なお、写しを原本とする方法によって提出し、その作成者は防衛省である。）、被告はそれに対し、「本訴訟のような異義(マ)」を述べていないと主張する（原告準備書面17・3〔4ページ〕）。

しかしながら、さいたま地裁別件訴訟において甲第1号証として提出された文書（乙第21号証）は、甲A第182号証と同一の文書ではない。すなわち、さいたま地裁別件訴訟の甲第1号証（乙第21号証）1ページ目の「担当者」欄は空白であるのに対し、甲A第182号証1ページ目の「担当者」欄には「防衛計画部 防衛課 防衛班： 空佐（電話 30538）」との記載がある。したがって、原告の主張は前提を欠いている。

#### ウ 甲A第183号証に関する求釈明について

原告は、被告に対し、甲A第182号証の成立に関連して、甲A第183号証の記載の意味について釈明を求めている（原告準備書面17・4〔4ページ〕）。

しかしながら、上記(2)で述べたように、本件において書証の取調べを含む証拠調べの必要性が認められる余地がないこと、甲A第182号証が本件で問題となっている点と関連せず、これを取り調べる必要性がないことに照らせば、甲A第182号証の成立に関連する事項に係る原告の上記求釈明については、釈明の要を認めない。

## 第2 「国連独立調査団報告書」（甲A第253号証）に関する原告の主張について

原告は、原告の2019（平成31）年4月5日付け準備書面18（以下「原告準備書面18」という。）において、南スーダンPKOに対する改正PKO協力法に基づく自衛隊の派遣が違法である旨を主張し、被告に対して釈明を求めている。

しかしながら、上記第1の2(2)で述べたとおり原告の請求に係る主張がそれ自体失当である上、南スーダンPKOに対する改正PKO協力法に基づく自衛隊の派遣の違法性の有無は、本件の法的問題点として位置づけられる「原告

の主張する『平和的生存権』が国賠法上保護された利益に当たるか否か」という点に何ら関連しないものであるから、原告が主張する事実の存否につき、認否する根拠を欠くこととなる。したがって、原告準備書面18における原告の主張に対し認否反論し積明を行う必要性に欠けることは、被告第3準備書面第2(6, 7ページ)で述べたところと同様である。

以上